

(4) その他の屋外広告物の許可の基準

その他の屋外広告物の許可の基準は、以下のとおりです。

規則別表第2

区分			許可の基準
広告旗	表示面積		1.8m×0.6m 以下
	高さ		3m以下
	その他		道路上に突き出していないこと 表示しようとする者の連絡先が明示されている 道路境界線から 5m 以内に設置する場合は、広告旗（3m 以内の範囲に連続して設置する個数が 3 以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m 以上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が 3 以下の場合を除く）
掛看板	表示面積※		2 ㎡以下
	路面から下端までの高さ		歩道上：3m 以上 車道上：4.5m 以上
はり紙、はり札 及び立看板	表示面積等		はり紙、はり札は 1 ㎡以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m 以下×横 0.6m 以下
	その他		はり札、立看板は、表示しようとする者の連絡先が明示されている
電柱、街灯 柱等利用 広告物	袖付 広告物	縦・出幅	1.2m 以下×0.6m 以下
		路面からの下端までの高さ	歩道上：3m 以上 車道上：4.5m 以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出す
	巻付 広告物	上端の高さ	地上から 3.2m 以下
		下端の高さ	地上から 1.2m 以上
標識利用広告物	表示面積		0.5 ㎡以下／面
アーチ利用広告物	アーチ部分 利用	路面から 上端までの高さ	歩道上：5.5m 以下 車道上：7.5m 以下
		路面から 下端までの高さ	歩道上：3.5m 以上 車道上：5m 以上
	支柱部分 利用	上端までの高さ	地上から 3m 以下
		下端までの高さ	地上から 1.2m 以上
自動車利用広告物	広告宣伝用自動車		広告宣伝用自動車である
	広告宣伝用自動車以外		各側部 1 ㎡以下 後部 0.3 ㎡以下
アドバルーン	気球の大きさ		直径 3m 以下
	広告幕（網）の長さ・幅		15m 以下×1.5m 以下
	上端の高さ		地上から 45m 以下
バス停上屋 利用広告物	表示面積		2 ㎡以下

※ 表示面積：広告物を表示する面が 2 以上あるものにあつては、それぞれ 1 の面の面積

